

令和3年度第1回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：令和3年8月26日（木）午後2時00分から

場 所：国分寺市役所 第1庁舎3階 第1・第2委員会室

出席委員：内藤孝雄会長・山本仁委員・新藤圭一委員・田端美代子委員・荒川隆二委員・宮崎邦子委員・藤巻正樹委員・新川保明委員・鈴木潤汰委員・笠原徳子委員・森田秀子委員・金原洋一委員・田中真樹委員・森田直樹委員

事務局：鈴木健康部長・下河原保険年金課長・増井国民健康保険係長・原崎・山口

会長 皆様、こんにちは。皆さん、今日ご出席、本当にありがとうございます。今、この時期で大変な時期です。皆さんお変わりございませんか。コロナが本当に進化しましたよね。変異株で大変な状況になっております。また、暑さがぶり返しまして、熱中症が心配されていますけれども、皆さん本当にお気をつけながら、今日の会議をさせていただきたいと思うので、よろしくお願いします。また、今日は市長がお見えになっていますので、よろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和3年度第1回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。では、1時間ぐらいの予定をさせていただきまして、今日はZoomということで、2名の方がリモートされておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

では、井澤市長もおいでになっていますので、事務局またご配慮いただきまして、よろしくお願いします。

事務局 次第にもございますけれども、今回から薬剤師会の推薦委員様に変更がございました。井澤市長より委嘱状の交付、並びに新委員の笠原委員から御挨拶を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、交付に当たりまして、事務局から補足の説明がございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、井澤市長からの委嘱状の手渡し交付はいたしません。読み上げのみとなります。委嘱状は事務局が笠原委員の机の上に置かせていただきました。また、委嘱状交付後に予定をしております諮問書交付につきましても、同様に手渡し交付はいたしません。井澤市長、御挨拶をお願いいたします。

井澤市長 皆様、こんにちは。ただいま司会のほうからご案内をさせていただきましたように、こういう状況でありますので万全を期するために、委嘱状、それから諮問書につきまして手渡しの交付は省略させていただきまして、文案だけ私のほうから述べさせていただきたいと思っております。それでは最初に、委嘱状のほうから笠原委員にお渡しさせていただきたいと思っております。

それでは、委嘱状。辞令第825号。笠原徳子様。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を委嘱します。令和3年8月26日。国分寺市長井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

いたします。

笠原委員 皆様、はじめまして。薬剤師会から参りました、私、よつ葉薬局出身の笠原徳子です。よろしくお願いいたします。いつも皆様たちの保険の集まったお金を、私たち調剤報酬としてきちんと使わせていただきたいと思います。さらに、国分寺市で、例えば残薬の確認をしたり整理したりして、できるだけ国分寺市のお薬が残らないようにして、できるだけ有効に使えるような形もとっていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 笠原委員、どうもありがとうございました。また、市長大変ありがとうございました。皆様、新しい委員の方がいらっしゃいましたので、皆さん和気あいあいといければと思いますので、よろしくお願いいたします。また、今日は医療従事者の方もご出席賜っておりますので、医療従事者の方に本当に、また、市の関係の方にも深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、引き続きまして、事務局から、市長からの話がございますけど、諮問書がありますのでよろしくお願いいたします。

事務局 諮問書の交付を市長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

井澤市長 それでは諮問書をお渡しさせていただきます。諮問第1号。令和3年8月26日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会。会長内藤隆夫様。国民健康保険の運営について諮問でございます。国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく諮問します。

記1、国民健康保険税の課税限度額についてということでございます。

それでは、諮問内容の説明をさせていただきます。国民健康保険税の課税限度額について。令和3年度の本市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分61万円、後期高齢者支援分19万円、介護保険分16万円となっている。地方税法施行令改正により、課税限度額は、医療分が63万円、介護保険分が17万円へそれぞれ変更されており、令和4年度から本市の国民健康保険税限度額改定への意見を求めます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。井澤市長から挨拶を賜りたいと思います。

井澤市長 それでは、引き続きまして私のほうからご挨拶をさせていただきます。改めまして、皆さん、こんにちは。国分寺市長の井澤でございます。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、また、こういうコロナ禍でありますけれども、私ども万全を期して会議を運営させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、日頃から委員の皆様方にはあらゆる分野でご理解とご協力、ご支援を賜りまして、この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

皆様もご存じのとおり、国民健康保険は国民皆保険を支えている1つではありますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化による医療費支出の増加などから、国保財政も大変厳

しい状態が続いております。本市においても例外ではなく、長引く経済状況の低迷も影響いたしまして、被保険者の保険税だけでは制度を運営することが難しいため、一般会計、これは国民健康保険は特別会計ということになっておりまして、一般会計という本体のほうですね。こちらのほうから毎年繰入れを行っているところでございます。この繰入れによって、国民健康保険の維持を図っているという現状でございます。

本来であれば、今年も3年ごとの保険税率の改定について諮問させていただくところではございますけれども、このコロナ禍の中、非常に生活状況、経済状況がそれぞれ厳しいということを踏まえまして、国民健康保険税の限度額改定のみを諮問させていただくことといたしました。引き続き委員の皆様方には、ご助言やご意見を頂きながら、しっかりと運用してまいりたいと思っております。

今回、笠原委員に改めてお願いを申し上げたところでございますけれども、1人の交代ということになりました。新しいメンバーの方にもご意見を活発に頂きながら、ご議論いただければと思っております。今後ともより一層のお力添えをお願い申し上げまして、私からのお願いのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

事務局 ありがとうございます。市長につきましては、この後公務がございまして、ここで退席させていただきます。

市長 すみません。よろしくお願ひいたします。

(市長 退席)

事務局 それでは、ただいま市長から諮問された諮問書の写しを皆さんに配布させていただきます。と思います。

(諮問書配布)

会長 では、市長はお帰りになりましたので、これからまた会議を始めたいと思います。

皆様、改めてよろしくお願ひします。また、新年度に当たりまして、事務局から職員のご紹介をよろしくお願ひします。

鈴木部長 いつも大変お世話になっております。健康部長の鈴木でございます。それでは私のほうから、事務局のご紹介をさせていただきます。まず保険年金課長、下河原でございます。

下河原課長 下河原でございます。よろしくお願ひいたします。

鈴木部長 続きまして、今年の4月に人事異動がございまして、国民健康保険係長に就任をいたしました増井でございます。

増井係長 本年4月1日付で国民健康保険係長を拝命いたしました増井です。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木部長 庶務担当の山口でございます。

山口 山口でございます。よろしくお願ひいたします。

鈴木部長 続きまして、同じく庶務担当の原崎でございます。

原崎 原崎と申します。よろしくお願ひいたします。

鈴木部長 以上のメンバーで事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

会長 では、引き続きまして、本日の出席状況について事務局からのご説明をお願いいたします。

事務局 保険年金課長の下河原でございます。それでは本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告 14 名、欠席 2 名です。なお、田端委員、鈴木委員につきましては、リモートでの参加となります。したがって、国分寺市国民健康保険業務の運営に関する協議会規則第 7 条の規定により、委員総数 16 名の 2 分の 1 以上の出席を頂いておりますので、会議は成立しております。また、議事録署名委員につきましては藤巻委員、金原委員をお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、今回の協議会の配付資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。先日郵送いたしました書類を御覧いただきたいのですが、本日お持ちでない方いらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。それでは資料を御覧ください。事前配布の資料といたしまして、資料 1 「国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿」、次に両面印刷の資料 2 「国分寺市国民健康保険条例抜粋」と、資料 3 「地方税法抜粋」、次に資料 4 「令和 3 年度国民健康保険税（料）率等の状況（26 市抜粋）」、次に資料 5 「平成 30 年度答申書」、次に資料 6 「国保財政健全化変更計画書」でございます。

続きまして、本日机上配付いたしました資料として、先ほど配付した諮問書の写しです。以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、次に協議事項に移りたいと思います。まずは「国民健康保険税課税限度額について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項の「国民健康保険税課税限度額について」ご説明いたします。

現在、本市の国民健康保険税の課税限度額は基礎分が 61 万円、後期高齢者支援分が 19 万円、介護保険分が 16 万円の合計で最高額が 96 万円となっております。このうち、基礎分を 2 万円引き上げて 61 万円から 63 万円、介護分を 1 万円引き上げて 16 万円から 17 万円とし、合計 99 万円とするという改定についてご審議をお願いしたいと考えております。

資料に基づいて説明をさせていただきます。両面印刷の資料 2、そして資料 3 をお願いいたします。まずは、本市の条例を抜粋した資料 2 を御覧ください。

国民健康保険税は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分である所得割と、受益に応じて等しく賦課される応益分である均等割といわれるもので構成をされております。基礎分、後期高齢者支援分、介護分にそれぞれ所得割、均等割 2 つの区分に分けられており、国保の加入者 1 人ずつの税額を算出し、世帯で 2 人以上の国保加入者がいる場合は、世帯全員の課税額を合算し、その金額を国民健康保険税の税額として世帯主に課税します。令和 3 年度については、基礎分が 61 万円、後期高齢者支援分が 19 万円、介護

分が16万円の合計96万円と規定しております。このことについては、その世帯の前年の所得がどれだけ多くても、最終的に賦課をする国民健康保険税の税額は、年額96万円を最高額とするということであります。

続きまして、裏面の資料3を御覧ください。こちらについては、国民健康保険税の課税の根拠となる地方税法と、地方税法の施行令を抜粋しております。地方税法に規定しているとおり、国民健康保険税の課税限度額は、地方税法施行令で定められた金額を超えることができないと定められており、令和2年4月1日にこれが改正されまして、基礎分は63万円、後期高齢者支援分が19万円、介護分が17万円として定められるという形になりました。冒頭でお話しいたしましたとおり、基礎分は2万円、介護分は1万円引き上げ、後期高齢者支援分は改正なしという形になります。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらは令和3年4月1日現在の26市の国民健康保険税率等の状況の一覧であり、令和3年度の保険税率や課税限度額を示したものになります。各年度に網かけをした市については、令和2年度の段階で、課税限度額を法律の規定どおり63万円、19万円、17万円に改定した市となっております。星印につきましては、課税限度額が引き上げられていない市を示しております。令和3年4月1日時点で、本市と立川市、三鷹市の3市となっております。また、課税限度額を3万円引き上げたことにより、どの程度の影響が出るかという点につきましては、資料の下段を御覧ください。調定額のベースで549万円が増額する見込みです。ただ、保険税の滞納などの影響により、これが全て歳入に入ってくるわけではないため、必ずしも歳入額とイコールにはなりません。また、影響を受ける世帯数は335世帯です。参考までに、課税限度額に達する給与収入額として、基礎分が1,467万円、介護分が1,619万円となっております。

資料の説明は以上となります。諮問事項の1番の課税限度額の改定について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 事務局、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明がございましたけれども、これから諮問の内容について皆さんからご審議を頂きます。よろしくお願いいたします。

なお、質問に関しては手を挙げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料2、資料3、資料4、そして本日机上配付しました諮問第1号の資料を見ていただいて、ご審議よろしくお願いいたします。

田中委員 資料4のところで質問なのですけれども、今、説明を受けた計算方法で各項目、基礎課税分の限度額61万円、隣にいて19万円、16万円、17万円なのですかね。と決めているのですけれども、これはほかの市と数字が一緒に見えるのですが、何か合わせている要素があるのか、たまたま計算した上でこの金額になっているのか、決める上で何かあるのですか。

事務局 田中委員、すみません。課税限度額を決めるに当たって何か根拠があるのか、そういうご質問でよろしいでしょうか。

田中委員 計算方法です。受益とかいろいろ引いてあるのですけれども、立川であったり

とか、いろいろな市の限度額の数字が書いてあるのですが、同じ金額にほとんどなっているのに、決めるに当たって、計算はもちろんしているのでしょうか、差が出てはいけないということで合わせているという要素もあるのかなど。単純に数字だけ見た質問です。事務局 ありがとうございます。資料3をお願いいたします。こちらの地方税法の施行令の中で、課税限度額を超えることができないと規定されております。本市と三鷹市と立川市を除いたほとんどの自治体については、地方税法施行令の中で、ほとんど同じ金額になっております。ここにつきましては、どの自治体につきましても国保財政については厳しい状況というのがありますので、負担をお願いできる所得の高い世帯の方に対しましては、ギリギリまでご負担をお願いしたいと。そういったことで、どこの自治体についても、この地方税法施行令の上限額と同じ金額になっているかと推察いたします。

田中委員 もう1個だけ質問なのですが、先ほど市長のほうが一般会計のほうから繰入れということなのですか、手順上ちょっと大変なので、最初からこの金額だからと予算立ててみたいのはいらないのですか。その都度判断して一般会計から繰入れという方法をこれからもずっとやっていくということでしょうか。

事務局 一般会計からの繰入れということで、冒頭市長からもありましたとおり、なかなか厳しい財政状況の中、特別会計ということなので、本来であればその中で解決するというのが好ましい状態ではありますが、なかなか難しいところもあって、一般会計からの繰入れというところに頼らざるを得ないという状況があるかと思えます。

田中委員 分かりました。ありがとうございます。

新藤委員 今日のこの協議会のスケジュールというか、再確認なのですが、実は私はこの協議会、さっきの委員名簿にありますけど、かれこれ3回ぐらいありますか。なので、何年前にも同じように市長から諮問を受けて、それで答申するというのを過去もやっているのですけれども、過去のやり方でいうと、市長からの諮問があった内容について、当時はコロナがなかったんで、この協議会がもっと複数回数開催されたのですね。その中で割かし回数を重ねて、この国分寺の健康保険財政みたいなのを講義いただいてというのですか、レクチャーしてもらって、こういう情勢だよということを委員の皆さんに共有してもらった後で、その上で、やはり財政的な問題があるから限度額まで引き上げはやむを得ないなというような、そういう答申だったのですけれども、今回は、さっきのお話でいうと、先ほど諮問があって、この会議ですぐ答申を固めると、そういう予定ですか。

事務局 今回の諮問事項といたしましては、課税限度額の引き上げということで協議をお願いしているところになります。この後、報告事項でも出てくるところなのですが、税率の改定につきましては、今回は行わないということの後ほど報告させていただく予定です。協議事項の限度額につきましては、こういったコロナの状況もあって、なかなか時間や日数がそこまで取れないという状況はあるのですが、他市に足並みをそろえるというところもありまして、その改定について協議いただきたいという趣旨で、今回協議事項ということで挙げさせていただいています。

会長 よろしいですか。

新藤委員 はい。

森田直樹委員 今の話ですと、資料4の26市の状況を見ているのですけれども、限度額が63万円になったというのは、地方税法の改正で61万円から63万円になったと。ここで63万円になっている市というのは、令和2年4月以降に改定をした市ということでよろしいですか。

事務局 地方税法の施行令の改正が令和2年4月1日に行われています。これにつきましては、令和2年4月1日以降は各市の中で上げることができると規定されておりますので、あとは各自治体の判断といたしますか、そういった各自治体の考え、状況などによって、それ以降に限度額を引き上げたものであるということになります。

森田直樹委員 国分寺については、令和2年にやらなかったのですか。

事務局 地方税法施行令の改正によって、令和2年4月以降、確かに限度額の改定を行うことができると規定されておりますので、できることは可能となりました。ただ、昨年度なぜしなかったということにつきましては、この新型コロナウイルス感染症の拡大といったところもあって、なるべくご負担になるところについては、見送るという形を取りましたので、昨年度は協議を行わなかったという形になります。

森田直樹委員 分かりました。

山本委員 先ほど新藤委員からのご質問があったのですけれども、その回答として事務局の回答があったのですけど、要は、この今日の会議で決定しろということなのですか。それをちょっと確認したいのですけれども。

事務局 今日の会議の中で、特に決定してくださいということまではお願いしておりません。この引き上げについてご協議をお願いしたいと考えております。

山本委員 分かりました。それともう1つ教えていただきたいのは、この資料4の件で、影響を受ける世帯数を書いてあるのですけれども、今の国分寺の総世帯数というのはどのくらいなのですか。

事務局 世帯数ということで申し上げますと、国民健康保険税につきましては、毎年7月中旬頃に世帯主の方に賦課をしております。その当初課税分の世帯数からご報告いたします。17,029世帯が加入されていて、その方々に当初賦課をいたしました。

山本委員 ありがとうございます。

新藤委員 今、この諮問内容について協議というか議論してほしいということなので、では個人的に意見を述べさせていただきますけれども、事務局からご説明いただいております、現行で法定の限度額までまだ引き上げていない市が、この資料4では立川、三鷹、国分寺と3市ということですので、本当であれば去年からできたところを国分寺がまだやっていないというお話でしたし、それとまたさっき言いましたが、過去やっていたときにご説明を受けたときも、本来この限度額を引き上げる行為は通常市長の専決的な事項で、本当はほかの市長は結構するっと上げてしまっているらしいのですが、国分寺市はこのよ

うな協議会というか運営の会議を開いて、関係者とか市民の意見を一応出して、その上で判断してもらってというのですか、答申を出してもらってから決定していると、そういう手続を踏んでいるという説明を受けたことがあるのですけれども、だから今回もそうだとことだと思おうのですが、丁寧な運営だと思うし、それとさっき言った、もうほかが既に上がっていて、私が個人的に過去参加させていただいていた関係で、健康保険財政が今そんなに余裕があるものではないということは伺っていますので、今回の諮問どおりの引き上げは全く問題ないというか、さっき言いましたようにやむを得ないのではないかと、私は考えます。

会長 ありがとうございます。今、リモートで参加されている田端委員と鈴木委員、何かございますか。聞こえておりますか。今の皆さんのお話。もしよろしかったらご質問いただければと思います。

事務局 聞こえてらっしゃらないかもしれません。

事務局 田端委員、鈴木委員、今この声は聞こえてらっしゃいますか。もし聞こえてらっしゃいましたら、前回と同じように手を挙げていただけるなり、何か合図を送っていただけると。今、聞こえているかどうかの確認を。

鈴木委員 三角です。

事務局 ちょっと聞こえづらいということでもよろしいでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員 聞こえたり聞こえなかったり。

事務局 聞こえたり聞こえなかったりということですか。

鈴木委員 多分その人その人のマイクでちょっとずつ違うみたいな感じで。今、会話できるのですけれども。

事務局 ありがとうございます。では、なるべくマイクを通して大きめにしゃべるように努めさせていただきます。鈴木委員の声はよくこちらにも届いておりました。ありがとうございます。

田端委員、いかがですか。田端委員はこの声は届いてらっしゃいますか。

鈴木委員 何か言っているのは分かるのですが、細かいニュアンスはちょっと分かりません。

事務局 鈴木委員、ありがとうございます。

鈴木委員 今、聞こえてないです。聞こえない。すみません、分かりません。今、全く音が。

事務局 田端委員は大丈夫でしょうか。

鈴木委員 今、音が聞こえ出しました。

事務局 分かりました。鈴木委員、ありがとうございます。田端委員はいかがですか。

鈴木委員 ありがとうございますのちがちょっと分かりません。

会長 鈴木委員、1回切ってもらったらいいのでは。

事務局 鈴木委員、今この声聞こえてらっしゃいますでしょうか。すみません。もしご発

言されていないときはマイクを切っていただくと、より音量が明瞭に聞こえるかなと思いますので、もしマイクオンにされているようでしたら、大変恐縮なのですが一度マイクを切っていただくと。

鈴木委員 ミュートにします。

事務局 今度は田端委員が聞こえないというバツで。田端委員は聞こえますか。鈴木委員は聞こえている。ありがとうございます。

田端委員 皆さんのマイクの音が、Zoom に反映されていないのと、わんわんわんわんということで、大体資料を見ているので想像で聞いているのですけれども、音声がやはりよくないですね。それとマスクをしているから、余計にマイクの音をまた Zoom のほうで受けるという感じなのか、その辺がちょっとやはり私たちには聞きづらいところがあります。

鈴木委員 今の意見すごく聞き取りやすかったです。

事務局 鈴木委員には聞こえたということで。

鈴木委員 パソコン同士だとすごくよく聞こえるのだと思います。

事務局 分かりました。すみません、ではちょっと聞こえづらかった部分もあるということで、今までのところを簡単に概略とかまとめさせていただきますと、本市の国民健康保険の限度額の改定について、各委員からそれぞれご意見等を頂いたところです。Zoom で参加されている田端委員、鈴木委員、それぞれご質問などがもしありましたら、この場でお伺いできればと考えております。

田端委員はいかがでしょうか。もし何か本件につきまして、ご質問などがありましたらお願いしたいと考えておりますが。

田端委員、聞こえますでしょうか。

田端委員が聞こえてらっしゃらなくて、ちょっと反応が。

会長 なかなかリモートの難しいところがありますけど、何とか連絡というか通信がうまく、もう少し田端委員と連絡が取れればいいですね。

事務局 事前にもし何かご意見があったら、挙手をお願いしたいということでご説明はしております。

会長 そうですね。分かりました。では。引き続き皆さんからのご質問、ご意見を頂きたいので、よろしくお願いします。

田中委員 質問というか、手続上のことをちょっと教えていただきたいのですけれども、地方税法が変わって限度額が変わったと。これはさっき新藤さんですか、市長の専決事項なので決められると。もう1個は確認なのですけれども、一般財源から予算を入れるというときは、手続としては議会を経てそこからということですかね。そのときは、過去のこともちょっと教えてもらいたのですけれども、議員さんが最後決を取るときに反対があったとか、こういう問題があったとか、大体毎回スムーズにいきますよというのを、ちょっと教えていただければと思います。

事務局 まず1点目の課税限度額の改定についてというところで、地方税法が改正された

だけでは、本市の限度額を直ちに改正という形にはなりません。その後、資料2にあります国民健康保険条例。こちらを改定することによって、初めて本市の限度額が改定、変更になるという流れになります。

2点目の一般会計からの繰入れのご質問につきまして、こちらについては委員ご指摘のとおり、予算化して議会の承認を経て、そこで初めて繰入れの予算がつくという形で、そこで初めて執行できるようになります。

事務局 まず限度額につきましては、一般会計からの繰り入れはございませんので、特にご意見等はございません。一般会計からの繰り入れにつきましては、そのときに何が理由で一般財源を入れざるを得なかったというところで変わってくるものでございます。一番多いものは、やはり加入者の所得が少なくなった関係で保険税収入だけでは賄えなく、その他繰入れ、一般会計から助けていただくというものがございまして、いろいろなご意見がございまして、もう少し国保会計のほうに入れるべきではないかという意見も頂戴しているのが状況でございます。

田中委員 ご回答ありがとうございます。変な話、何人反対しているとかそういうところではなくて、議会でさらにもまれて執行されているという認識でよろしいですかね。ありがとうございます。

事務局 それに加えまして、平成30年度から保険者が国分寺だけではなくて、都道府県化により東京都も一緒に保険者となりました。その中で保険税率もそうなのですが、一般会計からのその他繰入れの金額を解消していくようにということで指針等ございますので、それを踏まえて改善したいとは考えております。

田中委員 ありがとうございます。

会長 ほかに。藤巻委員。

藤巻委員 記憶が間違いなければ、何年か前に一度、限度額を上げる審議をしたかと思うのですが、それはいつだったのでしょうか。

事務局 平成31年度に行いまして、令和2年度に限度額の引き上げ改定を行っております。

藤巻委員 ありがとうございます。結構小刻みにやるのかなという形もあるかと思うのですが、やはり上げるに当たっては、各市比較するということは大事かと思うのですが、ただ横並びにみんな一緒になるということでもなく、各市の財政とかそういう問題もあるかと思っておりますので、一応参考にしてという形でしょうけれども。今回、立川、三鷹、国分寺だけという、ちょっと仕方ないのかなと、個人的にはそう思っています。ただ、こういう比較だけで決めるというのもちょっと不安な感じもあります。

それから、やはり小刻みにやっていくのかなということですが、まだ数年しかたっていないところでまた限度額上がるのかと、やはり負担するほうではそういう意見もあるのではないかと、やはり含んでいたほうがいいのかないかなと思います。以上です。

会長 ほかに。

森田直樹委員 質問なのですけれども、資料3に地方税法抜粋ということで地方税法施行令が出ているのですが、国分寺市は国保税ということで税制度を使っていますので地方税法の中でいいのですけれども、他市は保険料ということで保険税ではないですけど、これは他市もみんな同じ地方税法に基づいているのでしょうか。

事務局 保険料，保険税のところにつきましても，同じくこちらの内容に沿って改定を行うという形になります。

森田直樹委員 国民健康保険法という法律がありますけれども，そちらでなくて地方税法を全部使っているということでもよろしいでしょうか。

事務局 委員のおっしゃるとおり，国民健康保険法の中で，その規定にのっとって決めていく形になります。

田中直樹委員 ついでに私の意見を申し上げますと 答申書がこれ平成30年のものが資料についていますけれども，先ほど平成31年，令和元年になりますけれども，その直近があれば，直近の資料でよかったのかなと思います。この諮問事項で，多分前回もその前もこれだったと思うのですけれども，ほとんど同じ文面だったと思うのですけれども，若干修正をしたような気がします。同じような理由で地方税法のほうも引き上げられていますので，国保財政が厳しいというのは十分承知しておりますので，これはやむを得ないのではないかなと私は考えます。以上です。

山本委員 先ほど何人かの皆さんからお話がありましたように，他市と比較をすると致し方ないだろうという考えです。それから，この影響を受ける世帯数の，先ほど総世帯数を聞いたもので調べましたら，基礎課税分の影響を受ける世帯数が1.4%。それから，介護納付分課税が0.57%の方に影響があると。こういう数字から，そんなに市民の皆さんに多大な迷惑をかけるような数字ではないのではないかとということから，私はこれはもう致し方ないだろうと判断しました。

会長 ありがとうございます。ほかにご意見，ご質問ございませんか。では，山本委員のほうからのご質問ですけれども，資料4の限度額を引き上げた場合に影響を受ける世帯数の基礎課税分が238世帯，介護納付金が97世帯。今17,000世帯と言われてますよね。その中の238世帯，97世帯，合計335世帯ですね。山本委員が細かく数字を出していただいて，影響はそれほどというご意見頂きましたけれども，皆さん，ほかにご意見ございませんか。また，他市との比較として，国分寺市は，立川市と三鷹市の3市だけ限度額が61万円となって，ほかは皆さん63万円となっている。これもまた，皆さんの評価が分かれるところなのですけど，皆さんご意見ございませんか。

宮崎委員 今，様々ご説明を頂いて，他市の状況を見させていただくと，立川，三鷹，国分寺が1年見送ったという，そういう経過の中で，昨年度からコロナ禍の中で医療費も増大しているという関係上もございませし，市のほうが一般財源からの繰入れを，市長のほうからも先ほどお話がありました。3年ごとに見直しを行うということは，国民健康保険制度の安定的な運用を確保するということですので，それが1年延びたということですよ。

で、他市の状況とそれから国分寺市の財源の確保ができるということであれば、改定はやむを得ないのではないかと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。この辺で、皆さんのご意見頂きましたので、私のほうから、ほかの市と同様に来年度からの課税限度額の改定はやむを得ないという皆さんのご意見を頂きましたので、この答申に対して皆さんご異議なければ、このとおりここでお諮りさせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、ご異議がなければ、このとおりに限度額を引き上げさせていただくことによろしければ挙手をお願いしたいと思いますですが、いいですか。ありがとうございます。

あと、田端委員とそれから鈴木委員、いかがでしょうか。

事務局 田端委員、鈴木委員、こちらの声は聞こえておりますでしょうか。鈴木委員は聞こえてらっしゃって、田端委員は聞こえていない状況でしょうか。

田端委員 はっきりとは聞こえませんが。

事務局 今、会長から、今の議論を踏まえて、こちらからの課税限度額の改定を行うことについて、ご異議があるかどうか確認をいたしました。もし、異議がないということでありましたら、挙手をお願いしたいのですけれども。お二人ともありがとうございます。

会長 田端委員、鈴木委員、ありがとうございます。田端委員、鈴木委員も、ご異議なしということで頂きましたので、ご報告させていただきます。

では、次に報告事項に移りたいと思います。「令和4年度国民健康保険税の改定延長について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項の「令和4年度国民健康保険税の改定延長について」ご報告をいたします。資料5の平成30年度答申書の裏面を御覧ください。平成30年度の運営協議会にて、諮問事項2、国民健康保険税の改定について、20年程度の時間をかけ、3年ごとの保険税率の改定により、都から示される標準保険料率に保険税率を近づけて、赤字を解消していくという内容で答申を頂いておりました。また、資料6「国保財政健全化変更計画書」を御覧ください。こちらの計画は、令和19年度に赤字を解消するため、令和4年度に保険税率の改定を行い、赤字解消していくことを示したものです。前回の協議会でお配りした資料と同じものになります。当初の予定では、令和4年度の保険税率の改定を行う予定でしたが、冒頭市長からもお伝えさせていただきましたように、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化から、本市では令和4年度の保険税率の改定は見送ることとさせていただきました。今後計画の見直しを図る予定ですが、保険税率の改定時期については、現時点では未定となっております。改定時期等決定いたしましたら、協議会の中で報告をさせていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが事務局からの報告になります。

会長 ただいま事務局からのご説明よろしいでしょうか。ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

鈴木委員、田端委員、聞こえておりますか。

事務局 鈴木委員，田端委員，聞こえてらっしゃいますでしょうか。鈴木委員，田端委員，聞こえづらい状況でしょうか。

鈴木委員 聞こえていますかというのは聞こえました。

事務局 失礼いたしました。事務局からの説明を一通りさせていただいたのですが，何かご質問お二人ございませんでしょうか。

鈴木委員 大丈夫だと思います。

事務局 ありがとうございます。田端委員もよろしいですか。ありがとうございます。お二人特にないということで大丈夫です。

会長 鈴木委員，田端委員，ありがとうございます。この件に関して，協議事項，報告事項よろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほど諮問いただきました，課税限度額の皆さんからのご異議なしということで承認いただいたのですが，その文言なのですけど，資料5の平成30年4月26日の諮問第1号について，このように答申書を井澤市長に出ささせていただきたいのですけれども，今回もこのような文言で出ささせていただきたいと思うので，よろしいでしょうか。ありがとうございます。後で事務局のほうで詰めていきまして，答申書を出させていただきますので，よろしくをお願いします。ありがとうございました。

時間も1時間を過ぎようとしていますので，この辺で今日の協議事項と報告事項を終らせていただいてもよろしいでしょうか。

では，終わりに際しまして藤巻副会長から締めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤巻副会長 今日はこのコロナ禍，そして夏の暑い時期にお集まりいただきまして，いろいろ審議していただきましてありがとうございます。お疲れさまでした。今，コロナということで非常に大変になっていますけれども，やはりほかの診療というかほかの疾患もしっかり見ていかなければいけないと。とかく忘れがちにされて，今はそんな感じになっていますけれども，従来の心筋梗塞，血管障害とか高血圧とか糖尿病とか，一般的な，それから各科に渡る疾患などもしっかり見ていかなければいけないときですし，ですから，今日のこういう国民健康保険を十分活用していくという意味では，今日の会は非常に意義があるのではないかと思います。

パンデミックは必ず終わりますということを信じて，今後皆さんと頑張っていきたいと思います。もうしばらくです。ただ，このコロナ，今，感染症の2類ですけれども，5類に落とせという意見が今，非常に出て，今後またそれが中心になっていくかと思っています。病床の逼迫も5類に落とせば問題なくなるだろうという意見が非常に出ておりますけれども，ただ，時期に関しては非常に今，医療で持っている武器というものが，まだ治療薬とかそういうものが出ていない段階で，インフルエンザと同じような扱いに持っていったいものかとかどうかということは，いろいろ意見あると思いますけれども，今後ちょっとそれに論議されていくのではないかと思います。来年の22年の1月で，今の指定感染症とい

う形の期間がもう終わるようなのですね。だからその段階で改められる可能性もあるかと思うのですけれども、十分その辺みんな注意して見ていく必要があるのかなと思います。ちょっと医療者の立場として余分なことですけれども、一言付け加えさせていただきます。今日はお疲れさまでした。どうもありがとうございます。

事務局 では、事務局のほうから次回の運営協議会について説明させていただきます。次回の運営協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みて、開催通知をもってご案内申し上げます。なお、開催日程につきましては、秋頃、11月頃の木曜日の午後からを予定しております。よろしく願いいたします。

事務局 先ほど話ありましたとおり、新型コロナウイルスの状況を鑑みて開催したいと思っておりますが、皆さんに国民健康保険の決算の状況ですとか、今、行っている医療費適正化について、ご説明を昨年度からできておりませんので、感染状況を鑑みましてご説明をさせていただきたいと考えております。なお、今回の答申につきましては、会長と事務局のほうでまず案を作成してということで皆様方からご了解いただけましたので、開催決定いたしましたら皆様のほうにご通知差し上げまして、意見を頂く時間を一定程度頂きながら、議会のほうに報告したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

会長 鈴木委員、田端委員、これで終わらせていただきます。本日はありがとうございました。また、皆様ご出席ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤 孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

藤 卷 正 樹

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

金 原 洋 一